

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 7 年 9 月 22 日 (月)							
招集場所	日高市役所 第2委員会室							
開閉の日時	開会 9月 22日 午前 9時 15分							
	閉会 9月 22日 午前 9時 19分							
出席委員	副委員長	大澤 博行	委員	新井 均				
	委員	鈴木 健夫	委員	山田 一繁				
	委員	森崎 成喜	議長	金子 博				
欠席委員	なし							
除斥委員	委員長	和田 貴弘						
説明のため出席した者の職氏名	なし							
書記	事務局長	滝沢 淳	次長	鈴木 克明				
	主幹	金子 砂知子	主任	木村 郁哉				
事 件	・処分要求書の提出について							
調査の経過								
(別紙のとおり)								

調査の経過

＜開会＞ 午前9時15分

- ・大澤副委員長 委員長については本日の協議事項に関し、委員長が除斥となりますので副委員長が進行いたします。

ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

＜処分要求書の提出について＞

- ・大澤副委員長 お手元に配布のとおり9月12日付で城所議員から処分要求書が提出されました。地方自治法第133条「普通地方公共団体の議会又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる」の規定に基づき、提出されたものです。このことにより、懲罰が動議されたこととなり、懲罰事犯については会議規則第161条の規定により委員会の付託を省略できず、委員会条例第7条の規定により懲罰の動議があったときは、懲罰特別委員会が設置されることになり、付託されることになります。

本処分要求書の取り扱いとして、懲罰動議は先決事件ですので本日の最初の議事案件として議事日程に加え、提案説明、質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決を行うことにしたいと思います。

また、今回は2名の議員に対し処分の要求がでています。それぞれを審査する必要があるため、件名及び日程についても2件とします。案件の分類を「発議」、案件名を「議員に対する処分要求について」とし、発議第1号を加藤大輔議員、発議第2号を和田議員と取り扱うこととしたいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

＜その他＞

- ・大澤副委員長 その他ですが委員の皆さまから何かございますか。
(なし)

＜閉会＞

- ・大澤副委員長 以上で、議会運営委員会を散会します。御苦労様でした。

議会運営委員会

副委員長 大澤博行